

九重町まちづくり寄附金条例



まちづくり寄附金条例について

九重町は豊かな自然とその美しい景観を守り、「農（みのり）」ある暮らしを大切にするまちです。人口 1 万人の小さなこの町は、小さいからこそ見えてくる、九重を思う人々の願いをもとに町民との協働のまちづくりを目指しています。九重町に対する想いを寄附金として受けることで、町民のみならず町外の人々とともに幅広く多様なまちづくりを進め、住民参加型の地方自治の実現を目指します。この寄附金を財源とし、みなさんが選ぶ事業に取り組み、多くの方から愛される個性豊かで活力あるまちをつくっていきます。

みなさんのご協力をお願いいたします。

寄附金の使い道

寄せられた寄附金はふるさと創生事業基金に積み立て、寄附者自身が町にふさわしいと選択した事業の取り組みに使われます。

寄附金による実施事業

九重の自然保護・保全事業（基本目標額 300万円）

九重連山や、飯田高原など豊かで広大な自然環境は、九重町の誇る魅力のひとつであり、守っていかねばならない大切な資源です。

特に平成 17 年秋にラムサール条約に登録されたタデ原の維持・保全及び管理に取り組んでいきます。

当面の事業内容

1. 野焼き普及のための経費

九重の春の風物詩でもある野焼きは、湿原保全には必要な行事です。これから先の未来も、貴重な植物が毎年九重を彩るよう、野焼きの普及に努めます。

2. 景観・環境整備の経費

ひとりでも多くの人に自然の素晴らしさに触れてもらうため、また自然を護ることの大切さを知ってもらうため、遊歩道の清掃や修復・施設の整備など、その周辺環境を維持・管理、整備していきます。

また、雄大な九重の自然は写真やスケッチの絶好の場として、多くの方に愛されています。そんな素晴らしい風景を維持するため、また新たに開拓するため、景観の支障となりそうな木を伐採していきます。

3. 環境教育の経費

自然豊かな九重で育つ子どもたちに環境について学び、自分たちが直面している環境問題や、自然災害について考える環境教育を推進していきます。また、ツーリズム事業の参加を促し、子どもたちに命の尊さを感じてもらう機会を提供していきます。

4. ゴミ処理（不法投棄等）の経費

町内の主要箇所にゴミ箱を設置したり、道路沿いのゴミ拾いを行うなど、美しい町を目指します。

また、自然破壊につながる不法投棄されたゴミなど、九重の自然を守り、大事に育てていくためにも、その処理と防止に努めていきます。



高齢者の福祉向上事業（基本目標額 300万円）

ひとり暮らしのお年寄りの安全を確保し、地域で守る。高齢化が進むこの九重町でも、安心安全なまちを目指します。



当面の事業内容

1. ひとり暮らし老人等緊急通報システム整備

65 歳以上のひとり暮らしのお年寄りを対象に、緊急通報装置を設置しています。急病や災害などの緊急時に、即座に協力者に通報し救助を行う体制を整え、ひとり暮らしの不安を解消し、安心な生活を守っていきます。

コミュニティ推進事業（基本目標額 100万円）

コミュニティ事業を通して住民の地域力を醸成し、地域資源や文化を活かした住民主体のまちづくりを目指します。



当面の事業内容

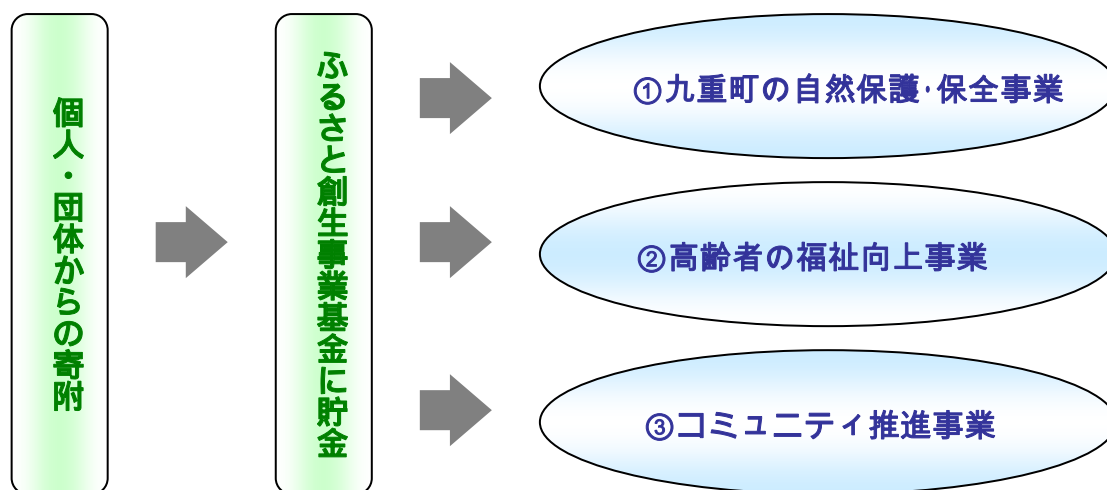
1. 伝統芸能の保全や継承のための経費

町に古くから伝わる伝統芸能（神楽や樽太鼓）また地域の祭りなど、その保全に必要な経費（衣装や用具の購入・修復）に充当します。また、学校の授業でその魅力を学ぶ、地域で講座を開くなどして、残していかなければならない九重の歴史を保全し、次世代に継承していく機会を提供していきます。

2. 地域コミュニティ活動の強化

地域の自治活動を強化し、地域住民のつながりを見直していきます。また、自主防犯や防災体制の地域内強化を行い、子どもやお年寄りを見守る体制も整えていきます。これらの取り組みにより、地域力の醸成を目指します。

基金の流れ



寄附金の申込み方法

申し込みについて・・・申込書で寄附金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。

寄附する場合には、上記の3事業の中から希望するものを選択していただきます。

一口単位ごとに、複数の事業を選択することができます。

どちらも指定せず寄附することもできます。その場合、九重町長が事業を決定します。

寄附金の額

- 一口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

基金に対する寄附金は、税法より優遇措置を受けることができます。詳しくはお近くの税務署へお問い合わせください。

申 込 の 流 れ

寄附金の案内（申込用紙同封）を旅館（常置）や郡人会(随時配布)で広告

寄附申込用紙を提出

寄附申込用紙に必要事項を記入のうえ提出または郵送して下さい。役場から電話確認（郵送の場合）の後、専用振込み用紙を発送します。



寄附金を入金

専用振込み用紙を使って寄附金の入金をお願いいたします。

振込先金融機関： 郵便局

口座番号： 1700 - 9 - 96032

口座名義： 九重町役場



ご入金の確認

ご入金を確認後、事務局よりお礼の手紙と領収書（受領通知と兼ねる）を発送いたします。その後、お名前をホームページにて公開いたします。

氏名等の公開につきましてはご本人様の希望により取り扱います。

また、今回お寄せいただく氏名等の個人情報につきましては、ホームページへの公開等を含め、「九重町個人情報保護条例」に基づいて処理いたします。

寄 附 金 の 管 理

寄せられた寄附金は、金融機関へ預金して管理します。または、より確実に有利な方法がある場合は、その方法で管理します。

必要に応じて、現金をもっとも有利な有価証券に代えて管理する場合があります。

預金利子は、九重町一般会計に計上し、九重町ふるさと創生事業基金に積み立てます。

お読みください



この寄附金は九重町まちづくり寄附金条例及び九重町まちづくり寄附金条例施行規則に基づいています。寄附金の申し込みに際し、寄附金が公序良俗に反すると思われる場合は、これをお断りさせていただくことがあります。

この寄附金の運用状況については、毎年度終了後、議会に報告するとともに、町のホームページにて公表いたします。

当寄附金では、お問い合わせいただいた後、こちらから送付いたします専用振込み用紙を使ってのみご入金ください。**くれぐれも詐欺行為等にはご注意ください。**

お問い合わせ

〒879 - 4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8 - 1 九重町役場 企画調整課

TEL 0973 - 76 - 3807 FAX 0973 - 76 - 2247

E - mail kikaku@town.kokonoe.lg.jp